

実習指導者確保支援事業

1 目的

臨地実習を受け入れている病院に対し、実施指導者を配置する経費を補助することにより、実習指導に対応する看護職員の確保を図る。

2 補助対象事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者が、県内の看護師等養成所における複数課程の小児看護学、母性看護学及び精神看護学実習を受入れるに当たり、実習指導者を配置するために負担した経費に対して行うものとする。

【用語の定義】

本事業における「実習指導者」とは、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者とする。

3 補助額

補助基準額と対象経費を比較して少ない方の額（＝交付基礎額）に2分の1を乗じて得た額

（1）補助基準額

① 2課程の実習受け入れの場合	1病院当たり	100,000円
② 3課程	〃	1病院当たり200,000円
③ 4課程	〃	1病院当たり300,000円
④ 5課程	〃	1病院当たり400,000円

（2）対象経費

実習指導者を配置するために要する人件費